

<改正後>	<現 行>
<p style="text-align: center;">読替規程</p> <p>1. 名称：「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記（I）用地調査等業務共通仕様書」を『宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書』に読み替える。</p> <p>2. 制定：「農林水産省農村振興局」を『宮城県農政部』に読み替える。</p> <p>3. 制定通知文書：「平成14年3月22日13農振第3155号」を『<u>令和4年9月16日農村第229号</u>』に読み替える。</p> <p>4. 共通仕様書本文：「監督職員」を「調査職員」と読み替える。 <u>「直轄事業」を「県営事業」と読み替える。</u> その他は以下のとおり読み替える。</p> <p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書 第1章 総 則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第1条 この宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業（以下「県営事業」という。）の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務（以下「用地調査等業務」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）～（29）[略]</p> <p>（30）～ <u>（53）</u> [「調査職員」以外読替無し]</p> <p>（用地調査等業務の施行の原則）第3条～ 第38条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 用地調査等業務の基本的処理</p>	<p style="text-align: center;">読替規程</p> <p>1. 名称：「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記（I）用地調査等業務共通仕様書」を『宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書』に読み替える。</p> <p>2. 制定：「農林水産省農村振興局」を『宮城県農政部』に読み替える。</p> <p>3. 制定通知文書：「平成14年3月22日13農振第3155号」を『<u>令和3年9月17日農村第235号</u>』に読み替える。</p> <p>4. 共通仕様書本文：「監督職員」を「調査職員」と読み替える。 <u>【新設】</u> その他は以下のとおり読み替える。</p> <p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書 第1章 総 則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第1条 この宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業（以下「県営事業」という。）の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務（以下「用地調査等業務」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）～（29）[略]</p> <p>（30）～ <u>（52）</u> [「調査職員」以外読替無し]</p> <p>（用地調査等業務の施行の原則）第3条～ 第38条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 用地調査等業務の基本的処理</p>

第1節 用地調査等業務の実施手続き

(打合せ等)第39条～(作業計画書)第41条 [略]

(土地への立入り等)第42条～(算定資料)第43条 〔「調査職員」、「県営事業」以外読替無し〕

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)第44条～(補償額等の端数処理)第48条 [略]

第3章 [略]

第4章 用地測量

第1節 [略]

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)第64条～(用地境界仮杭の設置)第66条 〔「調査職員」、「県営事業」以外読替無し〕

第3節～第4節 [略]

第5章～第13章 [略]

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

(地盤変動影響調査)第152条～(費用負担の可否の検討)第154条 〔「調査職員」、「県営事業」以外読替無し〕

第1節 用地調査等業務の実施手続き

(打合せ等)第39条～(作業計画書)第41条 [略]

(土地への立入り等)

第42条 〔「調査職員」以外読替無し〕

(算定資料)

第43条 直轄事業を県営事業に読み替える。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)第44条～(補償額等の端数処理)第48条 [略]

第3章 [略]

第4章 用地測量

第1節 [略]

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)第64条～(用地境界仮杭の設置)第66条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第3節～第4節 [略]

第5章～第13章 [略]

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

(地盤変動影響調査)第152条～(費用負担の可否の検討)第154条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第2節 [略]

第15章 費用負担の説明

(費用負担の説明) 第156条～(説明後の措置) 第161条 〔「調査職員」、「県営事業」以外読替無し〕

第16章～第23章 [略]

用地調査等共通仕様書「様式」

様式第1号～第24号〔「調査職員」以外読替無し〕

用地調査等共通仕様書の別記関係 [略]

第2節 [略]

第15章 費用負担の説明

(費用負担の説明) 第156条～(説明後の措置) 第161条 〔「調査職員」以外読替無し〕

第16章～第23章 [略]

用地調査等共通仕様書「様式」

様式第1号～第25号〔「調査職員」以外読替無し〕

用地調査等共通仕様書の別記関係 [略]